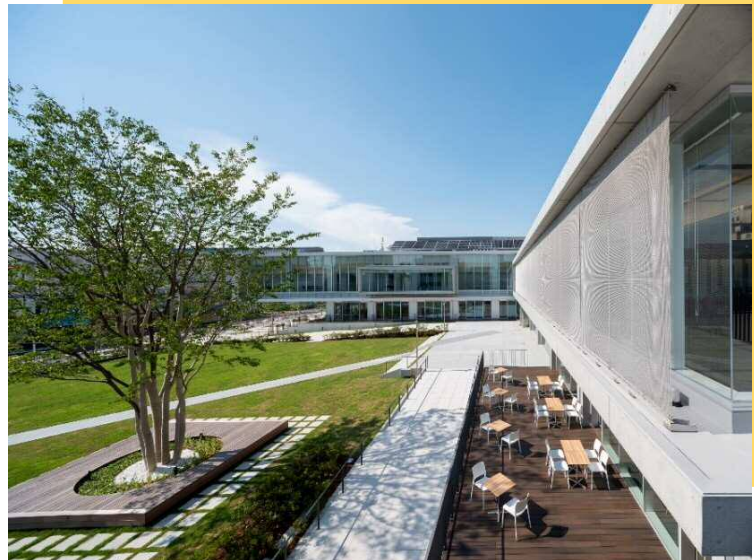
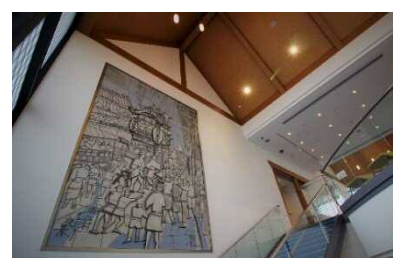




東大阪市

第3次文化政策ビジョン



はじめに

本市では、今日まで「東大阪市文化芸術振興条例」及び「東大阪市文化政策ビジョン(平成 20(2008)年)」に基づき、さまざまな文化政策を進めてまいりましたが、「文化のまち、東大阪市」のさらなる発展のため、このたび前ビジョンを改め、本市の今後 10 年間の文化政策の基本方針として「東大阪市第 3 次文化政策ビジョン」を策定いたしました。



この間、少子高齢・人口減少社会の進行や法改正など本市を取り巻く環境は大きく変化し、また、令和元(2019)年には、市民の皆様の新たな文化の創造・発信の拠点として「文化創造館」が開館し、市民の皆様と共に歩み始めたところです。

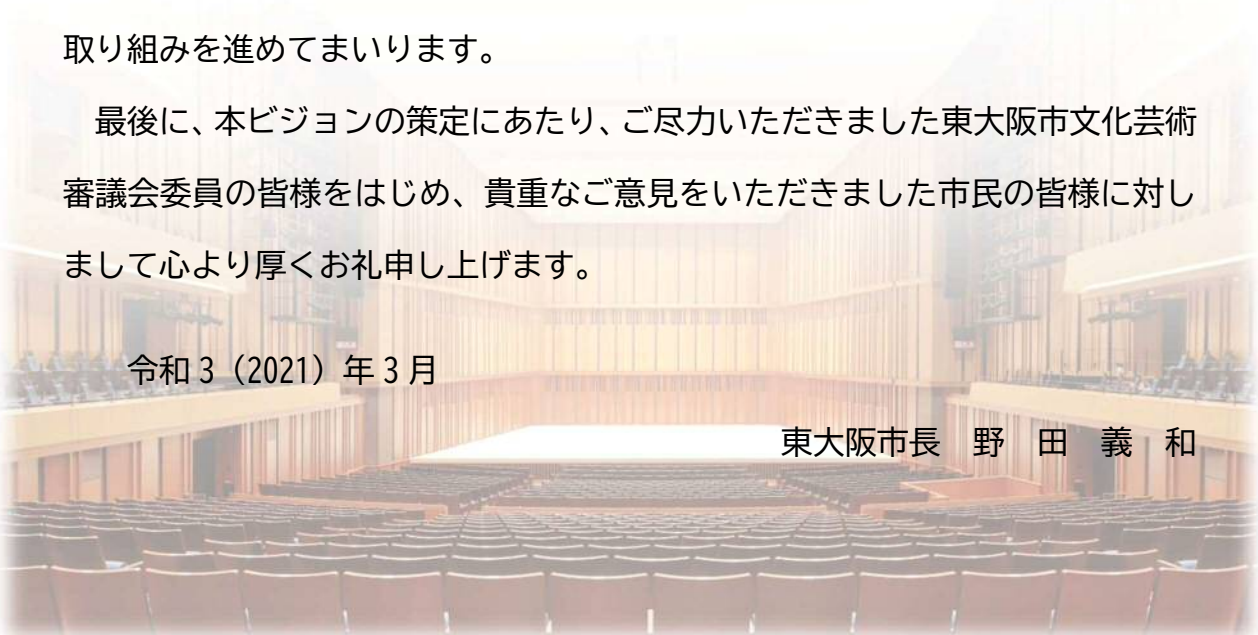
一方で、令和元(2019)年末ごろから、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるい、本市においても様々な分野に大きな影響を受けており、文化芸術の分野においても例外ではありませんでした。

そのような中、改めて文化芸術の持つ癒しや安らぎ、生きる力は人々にとって必要不可欠なものであると再認識したうえで、市民の皆様の誰もが等しく文化芸術に触れる権利があるとした社会包摂の考え方のもと、「文化のまち、東大阪市」の将来を見据え、第 3 次文化政策ビジョンの策定を進めてまいりました。今後は、本ビジョンに基づき、市民の皆様とともに本市の文化芸術の発展のための取り組みを進めてまいります。

最後に、本ビジョンの策定にあたり、ご尽力いただきました東大阪市文化芸術審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に対しまして心より厚くお礼申し上げます。

令和 3 (2021) 年 3 月

東大阪市長 野田 義和



目 次

I	東大阪市文化政策ビジョンの改定	1
1	改定にあたって	2
2	ビジョンの位置付け	3
3	ビジョンの期間・中間見直し	4
4	文化の範囲	4
5	文化の主体・役割	5
II	東大阪市の文化の現状と課題	7
1	社会動向の変化	8
2	東大阪市の動向	12
3	前ビジョンの評価	13
4	市民意識調査の結果	22
5	東大阪市を取り巻く文化芸術の課題	27
III	基本理念	29
1	市民の自由を最大限に尊重し、多様性と個を尊重します	30
2	文化都市創造のために、「まちの誇り」づくりに取り組みます	31
3	東大阪市の文化を育てる人づくりに力を注ぎます	32
IV	文化政策の基本方向と施策の柱	33
1	東大阪市の市民文化の活性化に向けて	34
2	東大阪市の都市文化の創造をめざして	38
V	文化政策の推進のために	43
VI	災害と文化	45
	巻末資料	49



東大阪市文化政策 ビジョンの改定

I 東大阪市文化政策ビジョンの改定

1 改定にあたって

これまで東大阪市の文化振興については、平成 20（2008）年 3 月に策定された「東大阪市文化政策ビジョン」に基づき、各文化施策を推進してきたところですが、策定より 10 年以上経過し、その後の社会情勢は大きく変化しています。

また、東大阪市の最上位計画であり今後のまちづくりの方向性や指針を明らかにする「東大阪市第 3 次総合計画（令和 3（2021）年～令和 12（2030）年）」がスタートします。その中でも、少子高齢・人口減少の進行は、労働力の減少による産業衰退などの経済面、地域を支える担い手の減少による地域力の弱まりなどの生活面、市税収入の減少や社会保障費の増加による財政面に大きな影響を及ぼすことが想定されています。

そのため、国や大阪府、東大阪市を取り巻く社会動向の変化を踏まえ、また、「東大阪市文化芸術振興条例^{*1}（平成 21（2009）年 3 月）」第 6 条に基づき、ビジョンを東大阪市の文化芸術に関する基本的な方針として明確に位置付け、これまでの基本理念や成果を継承し、「文化のまち、東大阪市」を発展させるため、ビジョンの改定を行いました^{*2}。

※新型コロナウイルス感染症における今後の状況については不確定要素が大きいため、本ビジョンの改定にあたって感染症の影響は反映せず、「VI 災害と文化（P.45）」において東大阪市の考え方を記載しています。

東大阪市マスコットキャラクター

トライくん



^{*1} 巻末資料（P.53）に全条文を掲載。

^{*2} 最終頁に本ビジョンの全体像を示す表を掲載。

2 ビジョンの位置付け

本ビジョンは、「東大阪市文化芸術振興条例」第6条の「市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。」とある、その基本方針に位置付けています。

また、東大阪市の最上位計画である「東大阪市第3次総合計画」と整合性を図りながら推進していきます。

<SDGs 達成に向けて>

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

東大阪市においてもSDGsの理念を踏まえ、持続可能なまちづくりをめざすため、今回のビジョン改定に合わせ、以下の17のゴールと関連付けます。



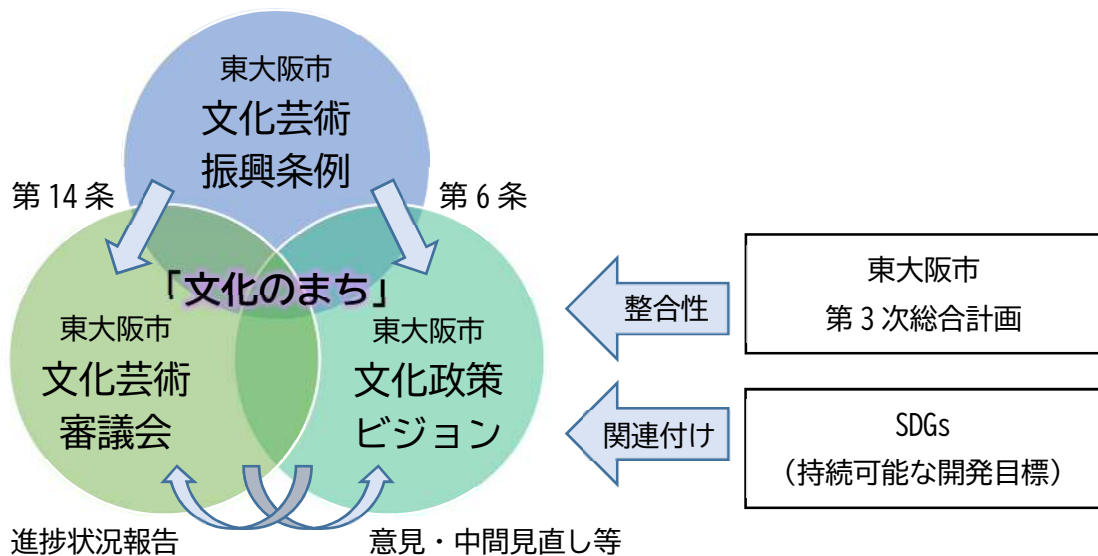
資料：「持続可能な開発目標」（SDGs）について（令和元（2019）年8月国際連合広報センター）

3 ビジョンの期間・中間見直し

本ビジョンの期間は、令和3（2021）年度から10年間とします。

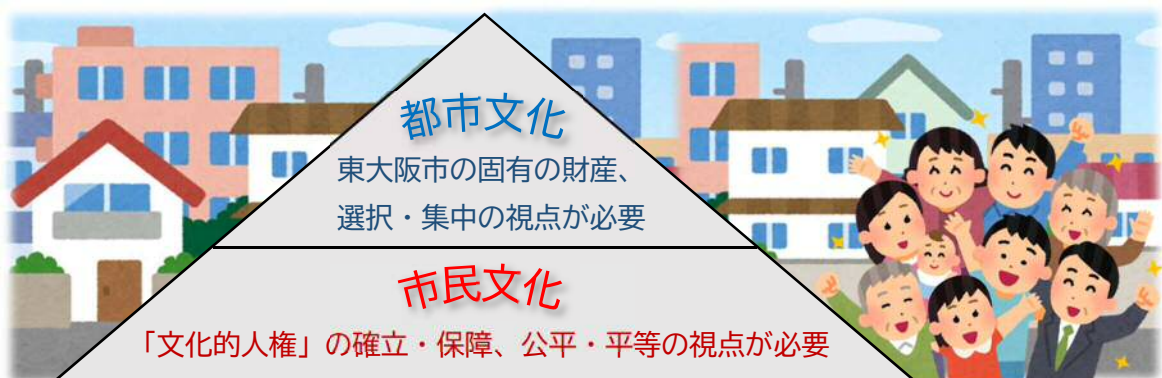
なお、社会状況や市民ニーズの変化などを踏まえ、「東大阪市文化芸術振興条例」第14条に規定する東大阪市文化芸術審議会にビジョンの進捗状況を報告します。

また、本審議会の意見を踏まえ、中間見直し等を検討することとします。



4 文化の範囲

文化の定義そのものは実に広範であることから、本ビジョンにおいては、文化政策の対象を大きく市民文化と都市文化に分け、「文化芸術基本法（平成29（2017）年改正）」において示されている活動分野を参考に、以下のとおりとします。



—文化—

- ◆ 芸術文化…音楽、演劇、美術、文芸、写真、舞踊、映画など
- ◆ 民俗文化、伝承芸能
- ◆ 市民文化、生活文化、生涯学習、文化体験
- ◆ 景観…山地、丘陵、河川、池沼、まちなみ、公園、市内緑化など
- ◆ 歴史資源、文化財
- ◆ 多文化共生、国際交流
- ◆ 産業文化…文化的産業、デザイン、にぎわい創出など

5 文化の主体・役割

市民文化の主体は市民です。市民とは、一人ひとりの市民はもちろん、文化芸術活動団体、創造団体、文化を支える個人及び団体、文化に参加し支える学校、企業・事業者も含まれます。文化振興にあたっての市民は、東大阪市の住民だけでなく、買い物に来る人、観光客、通勤者、通学者、来演する人などの東大阪市を訪れる人、出身者、過去に住んだことのある人を含み、東大阪市と関わりを持つすべての人を主体として考えます。

また、東大阪市が取り組む文化政策のパートナーは、市民や文化芸術活動団体、大学、事業者、他自治体などに加え、市民の文化芸術活動の支援や課題解決のために都市のエリアを越えて活動するボランティアや民間非営利組織（NPO）なども重要な対象となります。

文化振興にあたっては、「東大阪市文化芸術振興条例」第3条から第5条に、市（行政）、市民、事業者ごとの役割を規定しており、それぞれが果たすべき役割を、「市民文化」、「都市文化」に区分して整理すると次の表のとおりになります。その際、東大阪市（行政）については、アームズ・レングスの原則^{*3}にのっとり、その役割を果たす必要があります。

^{*3} 行政と文化芸術活動団体等の間に一定の距離を保ち、文化芸術活動への政治的な恣意性を排除しようとする考えのこと。

—文化の主体とその役割—

主 体		市民文化	都市文化
市 民	個人 ・ 団体 など	・文化芸術活動の担い手 ・文化芸術活動の鑑賞 ・伝統芸能等の保存・継承	・美しい景観づくりへの参加 ・自宅等の景観に配慮 ・まちの魅力を発信 ・文化産業との協働 ・にぎわいの創出
	企業 ・ 事業者 など	・地域を知り、誇りを持つこと ・企業として市民文化芸術活動に参画 ・文化芸術活動支援（企業メセナ*4） ・地域の伝統芸能等に参加 ・社会的貢献	・文化の産業化（デザイン、コンテンツ、プロモーション、出版、メディア、旅行・観光事業等） ・商品、サービスに文化的な要素を付加 ・事業所等の景観に配慮 ・文化に対する評価
東大阪市 （行政）		・条例に基づいた文化振興の取り組み ・文化芸術活動の基盤づくり ・コーディネーター、企業・事業者、団体の育成、つなぎ役 ・公共文化施設の整備 ・文化芸術教育の推進、機会創出 ・生涯学習の充実 ・文化財（有形・無形）の保全と継承 ・文化政策の発信	・条例に基づいた文化のまちづくり ・コーディネーター、企業・事業者、団体の育成、つなぎ役 ・文化関連産業の誘致と育成 ・文化財（有形・無形）の保全と継承 ・自然環境の保全 ・行政の組織や業務を文化の視点から見直すこと ・東大阪市の魅力発信

*4 企業が資金等を提供して文化芸術活動を支援すること。



II

東大阪市の 文化の現状と課題

Ⅱ 東大阪市の文化の現状と課題

1 社会動向の変化

文化芸術を取り巻く社会動向の変化として、主に次のようなものがあります。

(1) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行（平成 24（2012）年）

我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等にかかる現状や課題を踏まえ、「文化芸術基本法」の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的とし、本法律が施行されました。

本法律において、地方公共団体の役割として、地域の特性に応じた施策を策定し、区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めること、国を含み劇場、音楽堂等の関係者との連携及び協力するよう努めること、教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関との連携強化に努めることとされています。

～東大阪市の取り組み～

本市の文化芸術の振興及び文化芸術を通じた市民相互の交流の促進を図り、もって心豊かで活力ある地域社会の形成及び都市の魅力の増進に寄与するため、令和元（2019）年 9 月に文化創造館が開館しました。文化創造館では、東大阪市内の大学や地域のさまざまな団体との連携や市民参加により、地域の特性を活かした文化芸術の振興を図ります。

（２）文化芸術基本法の改正 （平成 29（2017）年）

「文化芸術振興基本法（平成 13（2001）年）」を改め、「文化芸術基本法」と法律名も変わりました。改正の趣旨としては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。その中でも、基本理念において、年齢、障害の有無又は経済的な状況や居住する地域に関わらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性など、いわゆる社会包摂の概念が強く打ち出されています。

また、地方公共団体においても、その地方の実情に即した文化芸術の振興に関する計画を策定することが努力義務として規定されています。

～東大阪市の取り組み～

本ビジョンは「東大阪市文化芸術振興条例」第 6 条に規定されている、文化芸術に関する基本方針として位置づけたうえで、改定を行いました。

（３）文化芸術推進基本計画（第 1 期）の策定 （平成 30（2018）年）

今後の文化芸術政策のめざすべき姿や今後の 5 年間（平成 30（2018）年～令和 4（2022）年度）の基本的な方向性を示しています。また、文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化し、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術のさらなる継承・発展・創造に活用・好循環し、文化芸術立国の実現をめざすこととされています。

（４）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成 30（2018）年）

本法律は、文化芸術がこれを創造し又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、「文化芸術基本法」及び「障害者基本法」の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

～東大阪市の取り組み～

本ビジョンにのっとり、バリアフリーへの配慮に努め、子ども、高齢者、障害のある方など多くの市民の発表や鑑賞の機会を提供することにつなげます。

（５）文化財保護法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成 31（2019）年）

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、その継承に取り組んでいくことが必要であるため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的としています。

また、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされていますが、この改正により条例に基づき、地方公共団体の長が担当できるようになりました。

～東大阪市の取り組み～

令和 2（2020）年度組織改正により、文化財施策を市長部局に編入しました。現在、東大阪市内には 130 以上の文化財が指定・登録されており、これらの計画的な保存、有効活用を進めていきます。

（6）ゴールデン・スポーツイヤーズ^{*5}、訪日外国人の増加^{*6}

「未来投資戦略 2018^{*7}」において、観光・スポーツ・文化産業について強化していくことが明記されています。特に、国際スポーツ大会が連続するゴールデン・スポーツイヤーズは、インバウンド（訪日外国人旅行者）の急増（平成 24（2012）年 836 万人→令和元（2019）年 3188 万人）とも相まって東大阪市のまちづくりにおいても重要な期間であると考えられます。東大阪市の、大成功を収めた令和元（2019）年のラグビーワールドカップ 2019 日本大会の開催都市のひとつであり、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西（令和 4（2022）年に延期）のラグビー競技の開催都市として参画しているなど、ゴールデン・スポーツイヤーズに密接に関わる自治体です。

そのため、「文化芸術基本法」の趣旨にある観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、スポーツその他の関連分野における施策を取り込むことで、東大阪市のさらなる文化芸術の継承・発展・創造につなげていくことが求められます。

^{*5} ラグビーワールドカップ 2019 日本大会、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（東京 2020 大会）、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西と、大規模な国際スポーツイベントが連続して開催され、国内外の多くのアスリートやスポーツファンなどから日本・関西が注目される期間。新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、その影響から各大会における開催日の延期や開催方法の変更あり。

^{*6} 新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人は令和 2（2020）年以降大幅に減少している。

^{*7} 平成 30（2018）年 6 月 15 日に閣議決定された今後の成長戦略。

2 東大阪市の動向

年 代	内 容
H21(2009)年	文化芸術振興条例 制定
H22(2010)年	文化芸術審議会 規則制定・設置
H27(2015)年	文化芸術のまち推進協定 締結
	5 大学包括協定 締結
H30(2018)年	市民多目的センター 開館
H31(2019)年	おおさか東線 開業（放出～新大阪区間）
R1(2019)年	文化創造館 開館
	ラグビーワールドカップ 2019 日本大会 開催（花園ラグビー場）
R2(2020)年	大阪モノレール延伸事業認可（門真～鴻池新田～荒本～瓜生堂区間）
	東大阪市組織機構改正
	永和図書館 開館
R4(2022)年	ワールドマスターズゲームズ 2021 関西 開催（花園ラグビー場）



※一部詳細については、「前ビジョンにおける東大阪市のこれまでの主な取り組みや実績(P. 14)」に記載しています。

3 前ビジョンの評価

前ビジョンの基本理念や文化政策の基本方向と施策の柱、施策推進のための取り組みの構成、また東大阪市の主な実績・成果については、以下のとおりです。

<前ビジョンの構成>

基本理念

- * 市民の自由を最大限に尊重し、多様性と個を尊重します
- * 文化都市創造のために、「まちの誇り」づくりに取り組みます
- * 東大阪の文化を育てる人づくりに力を注ぎます

基本方向	施策の柱	推進のために
1. 東大阪の市民文化の活性化に向けて	1 文化施設の効果的な活用と充実 2 文化施設の役割の検証と拡大 3 生活者の視点に立った情報受発信のシステムづくり 4 文化施策と生涯学習とのかかわりの強化 5 芸術を体系的に整理した事業展開	I 文化政策を推進する組織の整備 II 文化活動の支援・助成における仕組みづくりを
2. 東大阪の都市文化の創造をめざして	1 分野をこえた多様なネットワークづくり 2 次代につなぐ環境美化、環境保全への取り組み 3 地域の特性をいかした都市アイデンティティの創造 4 横断的な施策連携による文化的環境づくり 5 地域の文化的資源の価値の見直しと外部に発信する仕掛けづくり	III 文化政策の評価システムの確立を
3. 行政の文化の推進	1 市長部局と教育委員会等との連携の強化 2 指定管理者制度の質の高い運用 3 文化事業を市民・行政相互の学びに寄与する場に	IV 文化条例の制定

<前ビジョンにおける東大阪市のこれまでの主な取り組みや実績>

(1) 文化芸術振興条例の制定・文化芸術審議会の設置

- 推進のために…Ⅲ 文化政策の評価システムの確立を
- 推進のために…Ⅳ 文化条例の制定

文化芸術の振興に関する基本理念を定め、総合的に文化芸術施策の推進を図り、市民生活にゆとりやうるおいを育み、地域社会の発展に寄与することを目的とした「東大阪市文化芸術振興条例」を平成 21（2009）年 3 月に制定しました。

また、本条例に基づき、文化政策ビジョンの策定及び変更その他文化芸術の振興に関する重要事項を調査及び審議するため、専門家や市民で構成される東大阪市文化芸術審議会を設置しました。



(2) 文化創造館の開館、文化施設の充実

- 施策の柱…1-1 文化施設の効果的な活用と充実
- 施策の柱…1-2 文化施設の役割の検証と拡大
- 施策の柱…1-5 芸術を体系的に整理した事業展開

令和元（2019）年 9 月、旧市民会館及び旧文化会館の機能を集約した文化芸術の創造及び発信の拠点として「文化創造館」が開館しました。文化創造館は民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、より効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるよう PFI 方式^{*8}で整備しており、優れた音響空間と上質な鑑賞環境を提供する 1500 席の大ホールと 300 席の小ホールをはじめ、音楽・ダンス・会議・研修などで利用できる創造支援室や音楽スタジオなどの諸室を備えています。文化創造館は、

^{*8} Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる可能性がある。

鑑賞や発表の場を提供することはもちろん、文化芸術を通じ人々が出会い、交流し、その活動の範囲の輪を広げていくことで、東大阪市の新たな文化芸術の創造及び発信の拠点、またにぎわいを生み出す拠点としての役割を担います。



文化創造館(外観)



文化創造館（大ホール）

さらに、男女共同参画社会形成のための拠点である「男女共同参画センター・イコラウム」、人権啓発その他の人権問題の課題解決、文化及び福祉の向上を図るための拠点である「長瀬人権文化センター」、「荒本人権文化センター」では各種相談事業や自主活動を支援する貸館事業、地域に根付いた講座やイベントを開催しています。

このほか、平成 30（2018）年 5 月、生涯学習の振興、市民の文化的教養の向上に資することを目的として、新たに「市民多目的センター」が開館しました。文化芸術を鑑賞する場としてだけでなく、サークル活動、発表会、イベント開催、会議、研修など、市民の文化芸術活動の場としても活用されています。

(3) 文化財の活用及び文化複合施設の整備

●施策の柱…2-5 地域の文化的資源の価値の見直しと外部に発信する仕掛けづくり

「文化財保護法」、「大阪府文化財保護条例」及び「東大阪市文化財保護条例」に基づき、市内の有形・無形の文化財や民俗文化財、埋蔵文化財などの保護と保存を進めています。

江戸時代の庄屋屋敷である市指定文化財「旧河澄家」や、飛鳥時代後期に創建された古代寺院の跡地である国の史跡「河内寺廃寺跡」を新たに一般公開しています。また、江戸時代に豪商鴻池家が開発した新田の管理・運営をおこなった「鴻池新田会所」では、一般公開の他、企画展や講演会、ワークショップや史跡ハイキング等に取り組んでいます。

また、旧石器時代から昭和・平成時代までの道具や活動の跡を通じて、くらしの一端に触れることができる「郷土博物館」、発掘調査の拠点であり、出土した遺物などの整理・収蔵及び展示している「埋蔵文化財センター」、東大阪市史を編纂するため市に関する古文書や行政資料を収集・調査している「旧市史史料室」、「四条図書館」を集約した文化複合施設の整備計画があります。



旧河澄家



鴻池新田会所



郷土博物館



埋蔵文化財センター

(4) にぎわいの創出

- 施策の柱…2-3 地域の特性をいかした都市アイデンティティの創造
- 施策の柱…3-2 指定管理者制度の質の高い運用

東大阪市には、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会の試合が開催された花園ラグビー場があり、ワールドマスタースゲームズ 2021 関西の開催など、国際的なスポーツイベントの会場となります。また、大阪市中心部から公共交通機関にて 30 分程度で来訪できる立地にあり、JR おおさか東線が新大阪駅まで延伸されたことに伴い、関西圏以外からも東大阪市に来訪される際の呼び込みの拠点としてにぎわいの創出を図ります。

このため、最大限に民間のノウハウを活かした管理運営、事業展開の実施が可能となるよう、令和 2（2020）年 10 月より花園ラグビー場、児童文化スポーツセンター、市民美術センターなどを含めた花園中央公園エリアについて、同一の指定管理者による一体管理を行い、国内外から集いたくなる公園、存在感のあるエリアに成長させ、にぎわいが公園内だけでなく、周辺地域の活性化につながる「花園中央公園」というブランドを築くことをめざします。



花園中央公園



花園ラグビー場



児童文化スポーツセンター



市民美術センター

また、東大阪ツーリズム振興機構において、平成 30（2018）年から、東大阪市内全域を博覧会会場に見立てた体験型観光プログラムイベント「ひがしおおさか体感まち博」を開催しています。市民や事業者が自ら「案内人」となって、文化・伝統、モノづくり、スポーツなどさまざまなテーマでプログラムを提供しており、東大阪市の魅力を体感することができます。



（５）生涯学習の充実

- 施策の柱…1-3 生活者の視点に立った情報受発信のシステムづくり
- 施策の柱…1-4 文化施策と生涯学習とのかかわりの強化

東大阪市の生涯学習の推進にあたって、市民がいつでもどこでも楽しく学べる生涯学習をめざし、市主催の講座・イベント、図書館や大学の公開講座などを掲載した情報誌「まなびにトライ！」を発行し、市内の公共施設等に設置するなど周知に努めています。

また、市民の生涯学習活動を支援するため、市職員等が市内の公民分館などの公共施設へ出向く「出前講座」を行っています。講座についても、スポーツ・レクリエーション、教育・子育て、くらし・健康、歴史・文学などさまざまなジャンルがあり、東大阪市の生涯学習を活性化していくだけでなく、個人や団体、また地域の諸課題の解決につなげていくことを目的としています。

さらに、東大阪市内の文化芸術活動団体の中心である東大阪市文化連盟は、「東大阪市民文化祭」や「文化のつどい」を開催するなど、市民の鑑賞の場と発表の場を同時に提供し、文化芸術を次世代へ継承する活動を行っています。

（６）文化芸術活動の分野を超えた連携・協働

- 施策の柱…2-1 分野をこえた多様なネットワークづくり
- 施策の柱…2-2 次代につなぐ環境美化、環境保全への取り組み

東大阪市では、近隣の５大学（大阪樟蔭女子大学、大阪商業大学、近畿大学、東大阪大学、大阪産業大学）と相互に連携・協力することで、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展を目的として平成 27（2015）年に「５大学との連携・協力に関する包括協定」を締結しています。それに基づき、市民美術センターのイベントや「井山杯 東大阪市囲碁フェスティバル」など文化芸術の分野でも連携をしてきました。

また、これまで「クラシックコンサート東大阪」の開催や、市立中学校・高等学校音楽系クラブへの演奏指導、合同演奏などを実施してきた関西フィルハーモニー管弦楽団と平成 27（2015）年に「文化芸術のまち推進協定」を締結し、文化芸術を通じ、心豊かな地域社会の形成や青少年の健全育成を図っています。



さらに、「街に菜の花を咲かせよう 2.12 菜の花忌」運動に続いて司馬遼太郎記念館や大阪府、布施高校、地域住民等と協働の「街なみ会議」が平成 22（2010）年に発足しました。司馬遼太郎記念館を中心としたネットワークができるとともに、市民公募の写真展を開催し、まちへの関心を深めました。

（７）文化政策ビジョンに基づく施策調査の実施

●推進のために…Ⅲ 文化政策の評価システムの確立を

文化政策ビジョンに基づき、平成 24（2012）年より文化施策の調査を実施し、東大阪市の文化関連施策について、それぞれの施策の目的やターゲット、課題の把握に努めています。

今後、本調査結果については、「文化のまち、東大阪市」を推進するための貴重な資料として、文化芸術審議会に報告のうえ、東大阪市の文化政策に反映するシステムの確立^{*9}が求められます。

（８）教育委員会より文化財施策を市長部局に編入

●施策の柱…3-1 市長部局と教育委員会等との連携の強化

令和 2（2020）年度に東大阪市の組織機構について大幅な改正が行われ、文化政策に特化した組織である「文化室」を設置しました。文化室内に、本ビジョンの策定・進行管理を所管する「文化のまち推進課」を設置し、また教育委員会より文化財施策を所管する「文化財課」を市長部局に編入しました。

^{*9} 「Ⅴ 文化政策の推進のために（P. 44）」のイメージ図参照。

(9)「文化のまち、東大阪市」の推進

- 施策の柱…1-3 生活者の視点に立った情報発信のシステムづくり
- 施策の柱…2-1 分野をこえた多様なネットワークづくり
- 施策の柱…2-4 横断的な施策連携による文化的環境づくり
- 施策の柱…2-5 地域の文化的資源の価値の見直しと外部に発信する仕掛けづくり

平成 24（2012）年の第 2 期市政マニフェストより「『司馬遼太郎記念館』をはじめとした地域の文化的資源を活用し、『文化のまち、東大阪市』を市内外にアピールします。」という事業内容を掲げています。実績としては、心に残る司馬作品の魅力を市民から募集のうえポスターにし、市内外に配布をしました。

また、東大阪市内 12 箇所の文化施設をイラストマップにして紹介した「東大阪文化施設マップ」を作成しました。ラグビーワールドカップ 2019 日本大会の開催により訪日外国人の増加が予想されていたため、英語版も作成し、「文化のまち、東大阪市」を知ってもらえるきっかけとなるよう発信しました。



菜の花



東大阪文化施設マップ

4 市民意識調査の結果

東大阪市の文化芸術に関する現状把握、これまでの取り組みの評価、市民のニーズや満足度などを把握するため、令和元（2019）年 7 月～8 月に市民 3,000 人を対象とした意識調査を実施し、1,036 人から有効な回答を得ました（回収率：34.5％）。

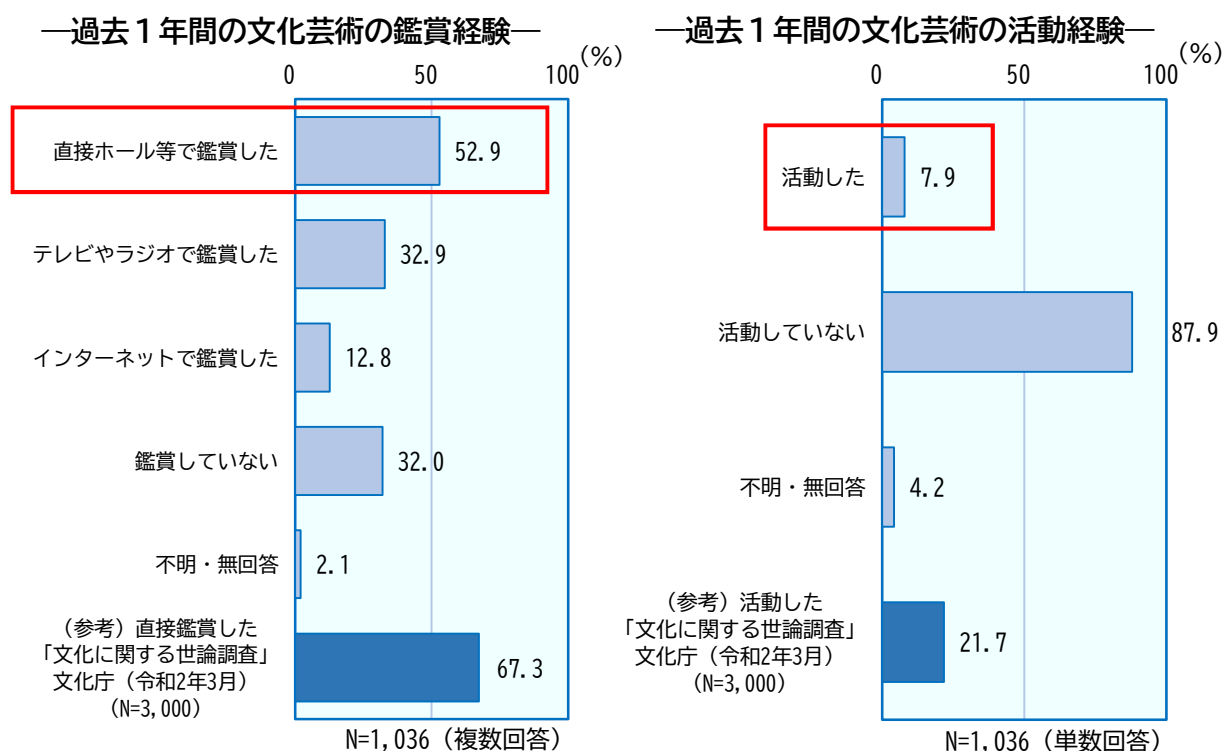
—市民意識調査結果報告書*¹⁰から読み取れる属性別の特徴まとめ—

性別	女性・・・男性と比べて、ほぼ全てのジャンル・内容で鑑賞・活動の割合が上回っていることから、鑑賞・活動に対する関心や意欲が高いと考えられる。 男性・・・興味のある催し物が少なく、また仕事で忙しいことが鑑賞・活動しない理由となっている。
年齢	20 歳代以下・・・文化芸術を鑑賞・活動する人が多い。 30 歳代・・・育児などを理由に文化芸術から遠ざかる人が多い。 40 歳代・・・仕事などを理由に文化芸術から遠ざかる人が多い。 50 歳代・・・介護などを理由に文化芸術から遠ざかる人が多い。 60 歳代・・・間接鑑賞で満足する人が多い。 70 歳代・・・体調などを理由に文化芸術から遠ざかる人が多い。
居住地	文化施設が各地域に点在しているため、市民の居住地によってはアクセスしづらいと考えられる。
同居する小学生以下の子どもの有無	子どもがいる人は、子どもに関係するジャンル・内容（映画、お祭りなど）の鑑賞が多い。また、子どもがいない人に比べて、育児や仕事で時間が取れないことが鑑賞・活動しない理由として多くなっている。

*¹⁰ 結果報告書は市ウェブサイトに掲載。

（１）文化芸術の鑑賞・活動の実態

東大阪市の調査結果と文化庁の調査結果*11とを比較すると、過去１年間に於いて文化芸術を鑑賞した市民は 14.4%低く、文化芸術の活動をした市民は 13.8%低くなっています。



鑑賞したジャンルは、映画や漫画などのメディア芸術が 32.9%、美術が 19.3%、活動したジャンルは、美術や舞踊が 1.4%、茶道などの生活文化が 1.2%という結果でした。

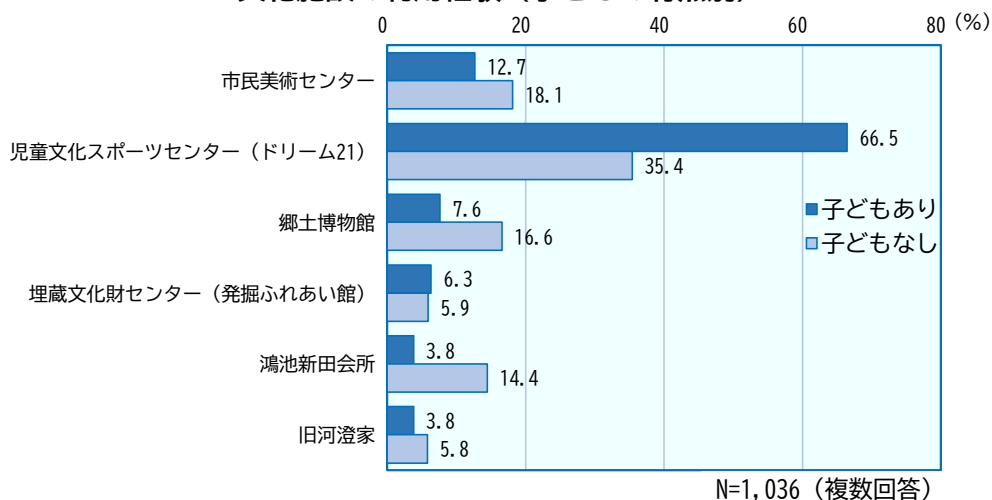
また、文化芸術の実施主体は行政だけではないため、市政だよりや市ウェブサイト、市 SNS などの行政による広報だけでなく、インターネットや友人・知人・家族からの口コミなどから入手すること多いという実態がありました。

*11 「文化に関する世論調査」(令和 2 (2020) 年 3 月 文化庁 地域文化創生本部)

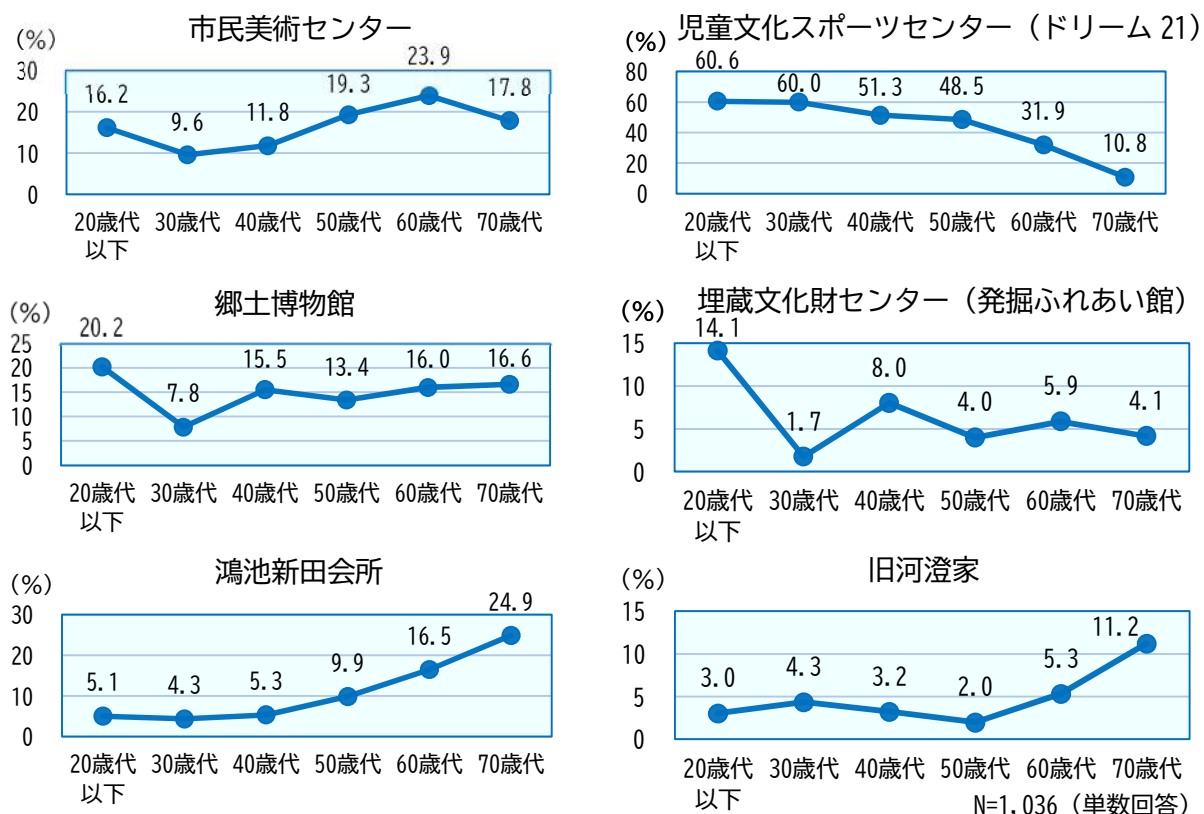
(2) 文化芸術施設の利用状況

調査結果からは、同居する小学生以下の子どもの有無や年齢によって、文化施設の利用経験が異なる結果となりました。一部施設を除き、子どもがいないと回答した市民の利用が多くなっています。

—文化施設の利用経験（子どもの有無別）—



—文化施設の利用経験（年齢別）—

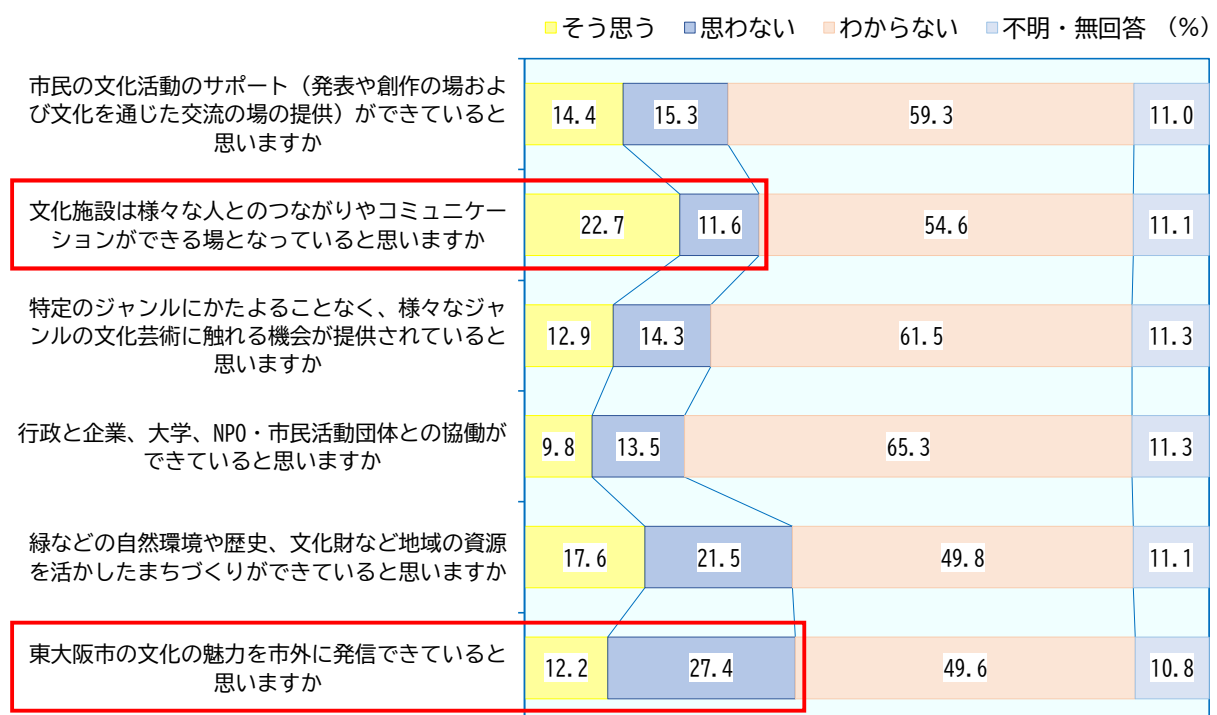


（３）東大阪市の取り組みについての評価

東大阪市の取り組みについての評価では、文化施設はさまざまな人とのつながりやコミュニケーションができる場となっていることへの評価が高い一方、東大阪市の文化の魅力を市外に発信できていることへの評価は低くなっています。

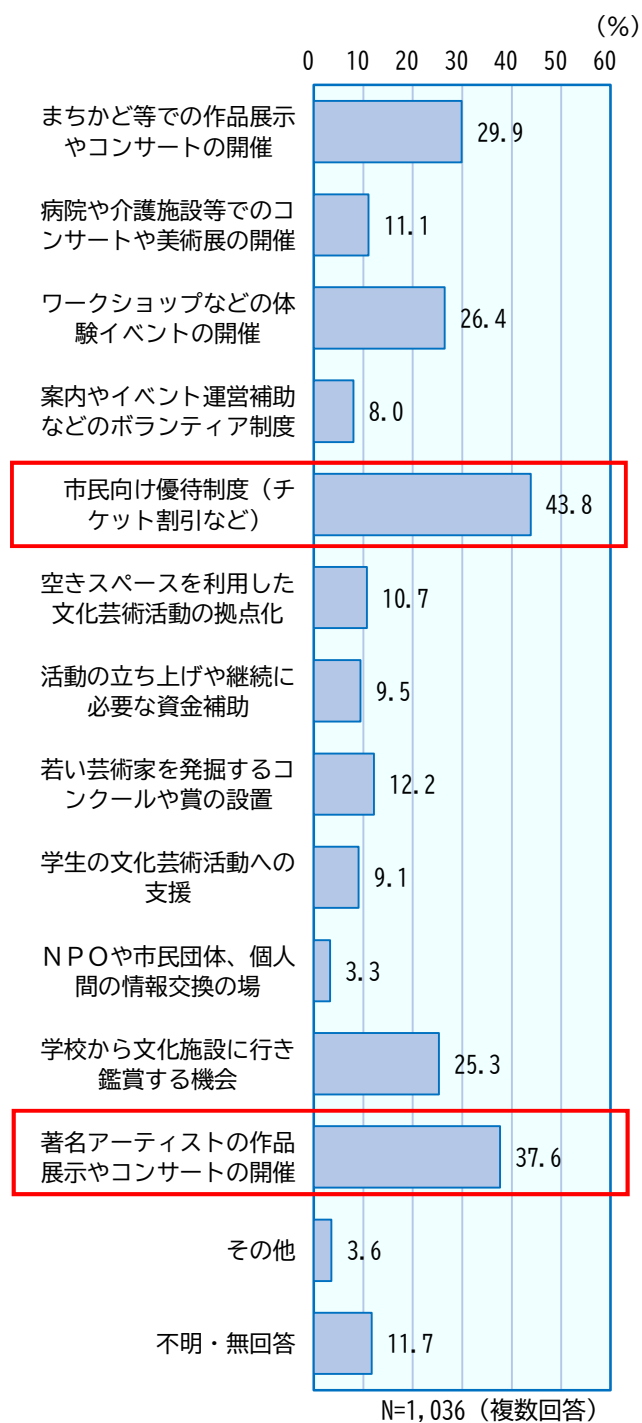
文化芸術の鑑賞や活動に参加するための機会や制度について、市民向け優待制度（チケット割引など）や、著名アーティストの作品展示やコンサートの開催を求める意見が多くなっています。東大阪市の力を入れるべき文化芸術の振興施策について、誰もが文化芸術に参加できる機会の提供や、子どもや青少年の感性や創造性を育む取り組みへの期待が高くなっています。

—東大阪市の取り組みについての評価—

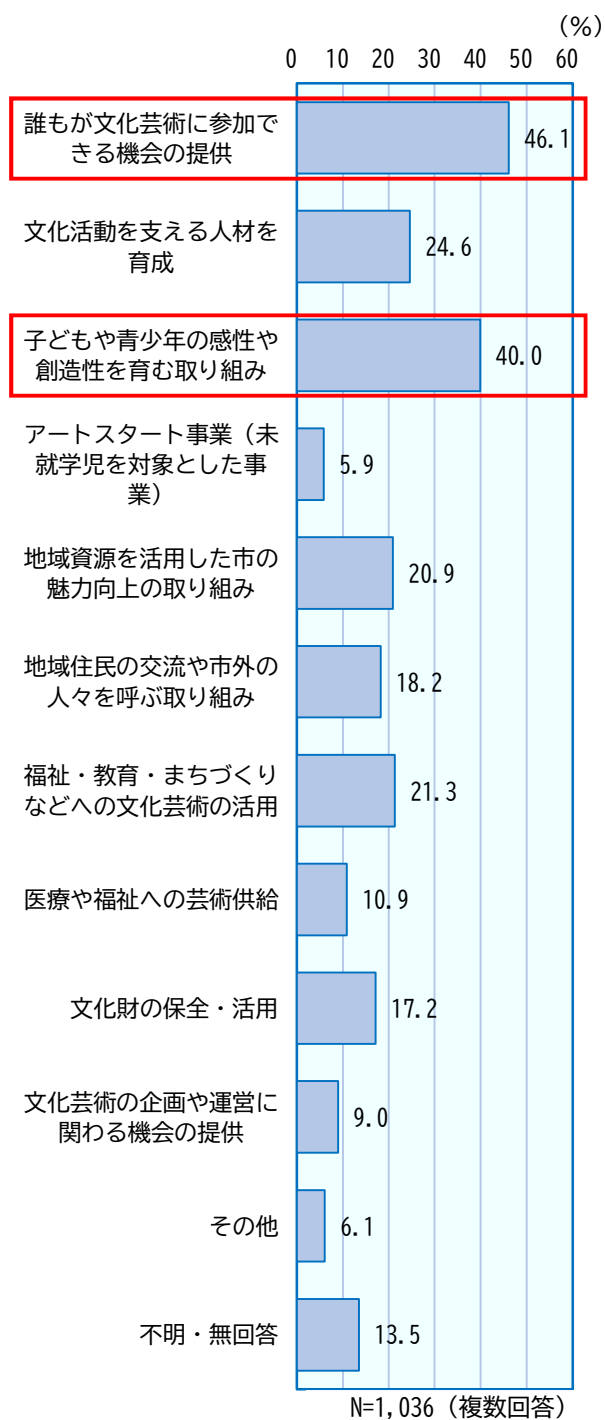


N=1,036（単数回答）

—鑑賞や活動に参加するための機会や制度—



—力を入れるべき文化芸術の振興施策—



5 東大阪市を取り巻く文化芸術の課題

社会動向の変化、前ビジョンの評価、市民意識調査の結果を踏まえ、東大阪市を取り巻く文化芸術の課題について、以下5点で整理します。

1

あらゆる市民が文化芸術に触れる機会づくり

市民意識調査では、さまざまな属性によって文化芸術を鑑賞・活動することができない市民が存在しており、特に年齢別では育児や仕事、介護など生活における要因を理由に文化芸術から遠ざかる人が多いという結果でした。「文化芸術基本法」においても、年齢や障害の有無、経済状況などに関わらず、あらゆる市民が文化芸術を享受できることが求められており、東大阪市においても誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造する機会づくりなどの事業を展開する必要があります。

2

文化施設を中心とした文化芸術の振興

東大阪市では、市民が文化芸術を鑑賞・参加・創造する拠点として文化創造館が開館しました。一方、東大阪市は交通利便性が低い文化施設もあることから、居住地に身近な公共施設等で文化芸術を享受できることが求められます。文化施設の連携や役割分担に取り組むことで、居住地に関わらず市民が文化芸術を鑑賞・参加・創造できることが重要です。

3 文化芸術の効果的な情報発信

東大阪市では紙媒体の市政だよりはもちろん、近年急速に利用が広がっているインターネットでの情報発信に取り組んでいます。文化芸術事業を企画・実施するにあたって、ターゲットとしている市民層が適切な情報を得られるように、あらゆる手段で情報発信に取り組む必要があります。

4 文化芸術を活用したまちづくりの展開

「文化芸術基本法」では、文化芸術が有する本質的価値とあわせて、社会的・経済的価値をまちづくり等に活用していくことが求められています。東大阪市では、文化財や地域の文化的資源が豊富にあるものの、十分に活用できておらず、多くの人が知らない状況があります。東大阪市の文化財や地域の文化的資源の発掘から取り組むことで、市民の我がまち意識の向上につなげるとともに、観光や教育、まちづくり等への活用を促していくことが重要です。

5 文化芸術の担い手の確保・育成

文化芸術を広く活用していくためには、東大阪市の文化芸術を支える担い手が必要です。東大阪市内で活動する文化芸術活動団体の高齢化が進んでいるため、若い世代の市民が文化芸術活動等に参加しやすい環境づくりに取り組み、次代の担い手を確保・育成していく必要があります。



III

基本理念

Ⅲ 基本理念

前ビジョンでは、「人権」、「多様性」、「自由」、「開放性」、「育てる」、「つくる」、「挑む」、「守る」といった価値観を手がかりとして、「市民の自由を最大限に尊重し、多様性と個を尊重します」、「文化都市創造のために、「まちの誇り」づくりに取り組みます」、「東大阪の文化を育てる人づくりに力を注ぎます」の3つを基本理念として掲げました。本ビジョンではこの基本理念を引き継ぎ、取り組みを進めていきます。

1 市民の自由を最大限に尊重し、多様性と個を尊重します

文化芸術活動は他者との共感や交流により創造性を育み、生きる喜びをもたらすものであり、文化芸術活動において、表現や人とのコミュニケーション、学習の機会が無意識に排除されることがあってはなりません。市民一人ひとりがかけがえない文化的な存在です。東大阪市の文化の主体である市民や文化芸術活動団体等の自主性と創造性を尊重し、また、社会的少数者の立場を常に踏まえて、誰もが文化を享受し、文化芸術活動に参加し、文化創造を行うことのできる権利が「文化的人権」として確立され、保障されなくてはなりません。



子ども、高齢者、障害者、外国人、その他さまざまな理由で社会への参画が困難な人々が不利益を被らないとともに、すべての市民が希望や誇りをもち、一人ひとりの人権を尊重し一人ひとりの存在や違いを認め合う社会を文化の力で構築していくことをめざします。

2 文化都市創造のために、「まちの誇り」づくりに取り組みます

東大阪市は歴史、自然、産業、人材といった多様な文化的資源に富んだ素晴らしいまちです。魅力ある地域文化を創造するためには、東大阪市独自の文化的資源を把握し、積極的に活用する必要があります。

そして、それぞれの特色を活かした個性的な地域をつくるとともに、まちの気風においても、市民がいつまでも住み続けたい、住んでいてよかった、と思えるように「まちの誇り」づくりに取り組みます。

それにより、市民がまちに対して深い愛情を抱き、定住性・定着性が高まるだけでなく、ひいては「まちの誇り」づくりへの市民参画にもつなげていきます。

また、そのようにして培われた魅力を発信することにより、市外から人を呼び込むとともに、東大阪市を好きな人を増やし、色々な人々が出会い交流する「開放性」と「多様性」に富んだ都市文化を育て、都市としてのアイデンティティを高めていきます。



3 東大阪市の文化を育てる人づくりに力を注ぎます

文化芸術活動は、市民が主体的に参加し、盛り上げていくことで、まちの魅力・活力へとつながっていきます。個性あふれる豊かな東大阪市の文化を創造し、発信していくためには、その担い手となる人材を発掘、育成するとともに、その能力を十分に発揮することのできる環境を整えることが不可欠です。

東大阪市のたくさんの人が働き、暮らし、憩い、学ぶ、職・住・遊・学の活動が盛んなまちです。多様な世代や職業の人々がともに生きるまちには、豊かな出会いの可能性と交流の回路が存在しています。文化を担う人材の育成においても、世代や分野を超えたさまざまな知恵や経験を持つ人のネットワークをつくるとともに、現在だけではなく、将来の東大阪市の文化を担う人々への投資という視点から人づくりに取り組んでいきます。

そして、少子高齢社会においては、高齢者の持つ知恵、経験やスキルを活かす場づくりや機会づくりを意識しておく必要があり、そのために、在職中から勤労者が文化芸術活動を通じて地域社会と接点を持つことができる環境づくりに努めます。



また、伝統文化や技術を保存・継承する取り組みの中で、学校や家庭などにおいて、子どもの時から郷土の文化を生活の中に取り入れることは、豊かな感性が育まれるとともにわがまちへの愛着を生み出し、未来を担う子どもたちの成長に大きく役立つと考えます。



IV

文化政策の 基本方向と施策の柱

IV 文化政策の基本方向と施策の柱

本ビジョンでは、前ビジョンの基本理念及び本市の文化芸術の課題を踏まえ、市民文化・都市文化の2つの基本方向から10本の施策の柱を定め、また「東大阪第3次総合計画」における東大阪市の現状と将来展望なども踏まえながら、各施策の柱に評価指標、目標値を設定し、今後10年間の文化政策の進行管理を行います。

また、各年度の施策の柱に関連する市の施策、事務事業の実施状況等については、文化芸術審議会に報告のうえ公開することとします。

1 東大阪市の市民文化の活性化に向けて

市民による文化芸術活動は、その活動範囲の拡大とともに、質的により高いものをめざす傾向が極めて顕著になってきています。

そうした中で、年齢、介護の要否、障害の有無、国籍や経済的・地理的理由などに関わらず、市民が自己表現し、より良く社会を変えていく機会が保障される「文化的人権」が尊重されなければなりません。日常の生活文化やまちづくりの場面の中に、文化芸術を寄り添わせ浸透させていくプロセスを通して、社会的少数者も含めた多様な市民が、出会いつながりあい、価値観を交え、相互に支えあう関係を新たな価値として築いていくことが大切です。

また、文化は一人ひとりの存在を際立たせるとともに、人間同士をつなげ結びつけていくものです。文化芸術活動において、参加者の心を動かすような仕掛けをつくることにより、市民文化が活性化し、地域社会でのさまざまな文化芸術活動を通して、出会いや会話が增え、人間関係の密度が高まることが期待されます。

基本 方向	施策の柱	評価指標	現状値 (R1 年度実績)	目標値 (R12 年度)
1 東 大 阪 市 の 市 民 文 化 の 活 性 化 に 向 け て	(1)文化芸術に親しむ 環境づくり	鑑賞や発表の場を提供できた 事業の割合	58.5%	65.0%
	(2)文化施設の 公共的役割の徹底	文化施設は人のつながり、コミ ュニケーションができる場とな っていると答えた市民の割合	22.7%	32.7%
		アウトリーチの事業の割合	14.0%	21.0%
	(3)文化芸術の 情報収集及び発信	文化芸術に関するイベントスケ ジュールの作成及び閲覧件数	—	制度構築後 目標設定
	(4)子どもが文化芸術 に触れる機会の創出	子どもをターゲットにしている 事業の割合	31.8%	48.0%
	(5)誰もが文化芸術に 親しむ環境づくり	ユニバーサルデザインの工夫を している事業の割合	17.8%	27.0%
		土日祝日の夜間に実施している 事業の割合	21.0%	32.0%

※評価指標の考え方については、P. 50 をご参照ください

施策の柱

… 各柱には関連する文化芸術振興条例及び SDGs の目標を示しています

(1) 文化芸術に親しむ環境づくり (条例第 8 条)



文化施設やその他のさまざまな場所で鑑賞の機会や発表の機会を提供するなど、市民や文化芸術活動団体が主体的に文化芸術に親しみ、活動し、発表できる環境づくりに努めます。東大阪市では文化創造館や市民多目的センターなどが整備されたことで、市民が文化芸術の活動を行う場が広がっています。また、市役所におけるホールコンサートの開催など、市内の文化施設以外でも文化芸術を鑑賞・発表する機会が増えており、今後こうした取り組みを拡充していかなければなりません。

また、文化芸術の分野は音楽、演劇、美術など多岐にわたります。市民が身近に文化芸術に触れることのできる環境づくりのため、多様な文化芸術活動を体系的に整理・把握し、市民に向けて積極的に発信することが重要です。

(2) 文化施設の公共的役割の徹底（条例第8条）



文化施設は市民の文化芸術活動の拠点であると同時に、まちのシンボルとしての側面も有しています。そのような文化施設の役割を、少子高齢社会の生活ニーズに合わせて柔軟に広げていくことが重要です。文化創造館をはじめ、これからの文化施設は、市民が「表現」、「学び」、「交流」に取り組む拠点であるとともに、人々の自由なつながり（コミュニケーション）の場としての役割が増してくるものと考えられます。

このため、インリーチ^{*12}やアウトリーチ^{*13}などの手法を用いて、文化芸術を教育施設や病院、福祉施設などに提供していくことが大切であり、例えば子ども、高齢者、障害者、外国人、経済的に困窮している人、仕事や子育て・介護で時間に追われている人などにはアウトリーチを用いるなどの事業展開が必要です。

誰もが気軽に文化施設を利用できる市民文化芸術活動の環境づくりを推進します。

(3) 文化芸術の情報収集及び発信（条例第10条）



行政や市民団体等が行う文化芸術活動を振興するためには、広く情報発信に取り組むことが重要です。

現代では情報の受け取り方が多様になってきているため、従来の紙媒体によるものの他、インターネットやSNSなどそれぞれの長所を活かして、年代や属性に応じて多くの人が興味をもつ情報発信に取り組み、情報格差の解消に努めます。

^{*12} 普段、文化に触れる機会が少ない人を文化施設に招待し、鑑賞事業等を実施すること。

^{*13} 芸術家や文化芸術活動団体等が、文化に触れる機会が少ない人の元に訪れコンサートやワークショップを行うこと。

(4) 子どもが文化芸術に触れる機会の創出 (条例第 12 条)



これからの東大阪市の文化芸術の担い手を育てていくため、子どもが文化芸術に触れて感性や創造性を育み、子どもが自ら学ぶとともに、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決するなどの生きる力を伸ばすことが大切です。

今後は、0歳から就学前の子ども、小学生や中学生、高校生などに対して、学校等との連携やアウトリーチなどの多様な手法によって、オーケストラや舞台演劇など普段あまり触れることができないような生の文化芸術に触れ、自ら参加できる機会を創出する取り組みを重点的に進めていきます。

(5) 誰もが文化芸術に親しむ環境づくり (条例第 12 条)



「文化芸術基本法」では文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることから、年齢、障害の有無や経済的・地理的理由などに関わらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならないとあります。

そのためには、子ども、高齢者、障害者、外国人、経済的に困窮している人、仕事や子育て・介護で時間に追われている人などが等しく文化芸術に触れることができるように、身近な場所、時間帯、手話や多言語対応、また授乳室や一時保育、バリアフリーへの配慮、さらに今後の社会的インフラとしてオンライン配信など、豊かな多様性に富んだ環境を整備していきます。同時にこれまで文化芸術活動に参加することが困難であった人が、主体となることで、新たな価値が生まれ、多様な関係性を築くことが期待できます。

2 東大阪市の都市文化の創造をめざして

都市の持つ魅力とは、政治的な意味合いや経済的な利便性を超えたところにあり、それは都市の文化が持つ魅力であるとも言うことができます。文化政策においては、文化芸術と絡めながら、「文化のまち、東大阪市」をいかに活性化していくかが重要な視点となります。

東大阪市は、鉄道網・道路網が発達していることから「交通利便性が高いまち」、製造業の事業所数や密度が全国でも上位^{*14}であることから「モノづくりのまち」、花園ラグビー場が日本初のラグビー専用グラウンドであり、日本だけでなく世界に知られるラグビーの聖地であることから「ラグビーのまち」を推進しています。

また、文化創造館や全国からファンが訪れる司馬遼太郎記念館、国史跡・重要文化財の鴻池新田会所、自然の象徴である生駒山といった東大阪市の魅力の源ともいえるさまざまな地域資源がある「文化のまち」でもあります。これらの多様な資源を十分に活かしながら、東大阪市としての個性を確立し、市民が愛着を深め、いつまでも住み続けたいと思うことのできるまちをめざします。

さらに、市内に4つの大学を有していることから「大学のまち」として大学の施設やそこに蓄積されている学術、学生のパワーといった資源を積極的に文化政策に取り込み、東大阪市の発展の可能性を高めていきます。

^{*14} 事業所数全国5位で政令指定都市を除くと全国1位。（「平成28年経済センサス活動調査」より）
事業所密度全国1位。（「平成28年経済センサス活動調査」による製造事業所数4,000以上の都市で比較。
可住地面積1㎢当たりの事業所数を「統計でみる市区町村のすがた2018」による可住地面積を用いて算出。）

基本 方向	施策の柱	評価指標	現状値 (R1 年度実績)	目標値 (R12 年度)
2 東 大 阪 市 の 都 市 文 化 の 創 造 を め ざ し て	(6)文化財・地域の文化的資源の活用と外部への発信	文化財や地域の文化的資源を活用した事業の割合	45.2%	50.0%
	(7)環境美化・保全と景観まちづくり	緑など自然環境や歴史、文化財など地域の資源を活かしたまちづくりができていると答えた市民の割合	17.6%	27.6%
	(8)文化芸術を活かしたにぎわいづくり	文化創造館の来館者数 ----- 花園中央公園エリアの来訪者数	別表 1 (P.52) のとおり	
	(9)多様な文化が交流するまちづくり	多文化共生や国際交流に関する事業の割合	6.3%	10.0%
	(10)文化芸術を支える人材の育成	コーディネート機能などの制度構築	—	制度構築後 目標設定

※評価指標の考え方については、P. 50 をご参照ください

施策の柱 … 各柱には関連する文化芸術振興条例及び SDGs の目標を示しています

(6) 文化財・地域の文化的資源の活用と外部への発信 (条例第 8・10 条)



東大阪市には、重要文化財である鴻池新田会所や、国指定文化財である河内寺廃寺跡などをはじめとする 130 以上の文化財が指定・登録されており、思想、伝統、制度、慣習、行事、また文化施設や建造物、市民や芸術家、NP0、ボランティアなどの地域の文化的資源があります。

これらの文化財・地域の文化的資源を活用し、効果的に発信することによって、市内外から人を呼び込み、東大阪市の魅力を共有し、財産としていくことができます。また、「モノづくりのまち」、「ラグビーのまち」、「大学のまち」など東大阪市が持つ特色を発揮し、東大阪市が持つアイデンティティを高めていく必要があります。

(7) 環境美化・保全と景観まちづくり (条例第8条)



東大阪市には生駒山系の森林や河川など、生き物の生息環境が残されています。地域の自然と歴史的に形成された風土は生活の基盤であり、そのため、今ある自然を把握し、守り、育てる環境づくりが必要です。また「東大阪市景観条例」及び「東大阪市景観形成基本計画」に基づき、良好な景観の形成を推進するとともに、貴重な文化遺産を保全し、東大阪らしさが感じられるまちづくりをめざします。

(8) 文化芸術を活かしたにぎわいづくり (条例第8条)



東大阪市には、文化芸術拠点となる文化創造館があります。また、花園中央公園内の各施設である花園ラグビー場、児童文化スポーツセンター、市民美術センター、ウィルチェアスポーツコート、有料公園施設・特定公園を一元管理することとし、公園としての憩いややすらぎの空間に加え、スポーツ・文化の中心地として、国内外の人にも魅力的なエリアとなるように取り組んでいます。

文化施設を単なる文化芸術の鑑賞だけでなく、周辺の住民や学校、飲食店などとの連携により、地域一帯となつてにぎわいづくりに取り組み、都市イメージの向上につなげていくことが大切です。

(9) 多様な文化が交流するまちづくり (条例第9条)



大阪府を訪れる訪日外国人数は増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年には 1,141 万人となっており、東大阪市を訪れる外国人にも東大阪市の文化を知ってもらうため、多言語化などの取り組みを進めることが重要です。

東大阪市における外国人住民数は、平成 26 (2014) 年頃から増加傾向にあります。平成 31 (2019) 年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、今後ますます外国人住民の増加が予想されます。

このような中、さまざまな国の文化に触れることで文化の違いを知り、理解し合うことで、自分らしさを大切にしながら、相互に影響して発展していくことが重要であり、東大阪市においてもそのための施策の充実が必要です。今後、国際交流のイベント等への支援や、生活するうえで必要な行政サービスの提供や相談等にかかる通訳・翻訳を行い、また日本語学習の場の提供やコミュニティづくりなどに取り組み、外国人住民や外国にルーツを持つ人々も地域社会を構成する一員として多文化共生のまちづくりを進めていきます。

(10) 文化芸術を支える人材の育成 (条例第11条)



東大阪市の文化芸術が花開き、都市文化として醸成していくためには、市民と文化施設、市民と芸術家をつなぐ人材であるコーディネーターやボランティア、市民プロデューサーなど、東大阪市の文化を支える人材の確保・育成のための制度の構築が必要です。

また、こうした人材が芸術家と地域や学校、福祉施設などとの間に立って中間支援窓口として活躍できる環境づくりに取り組んでいきます。





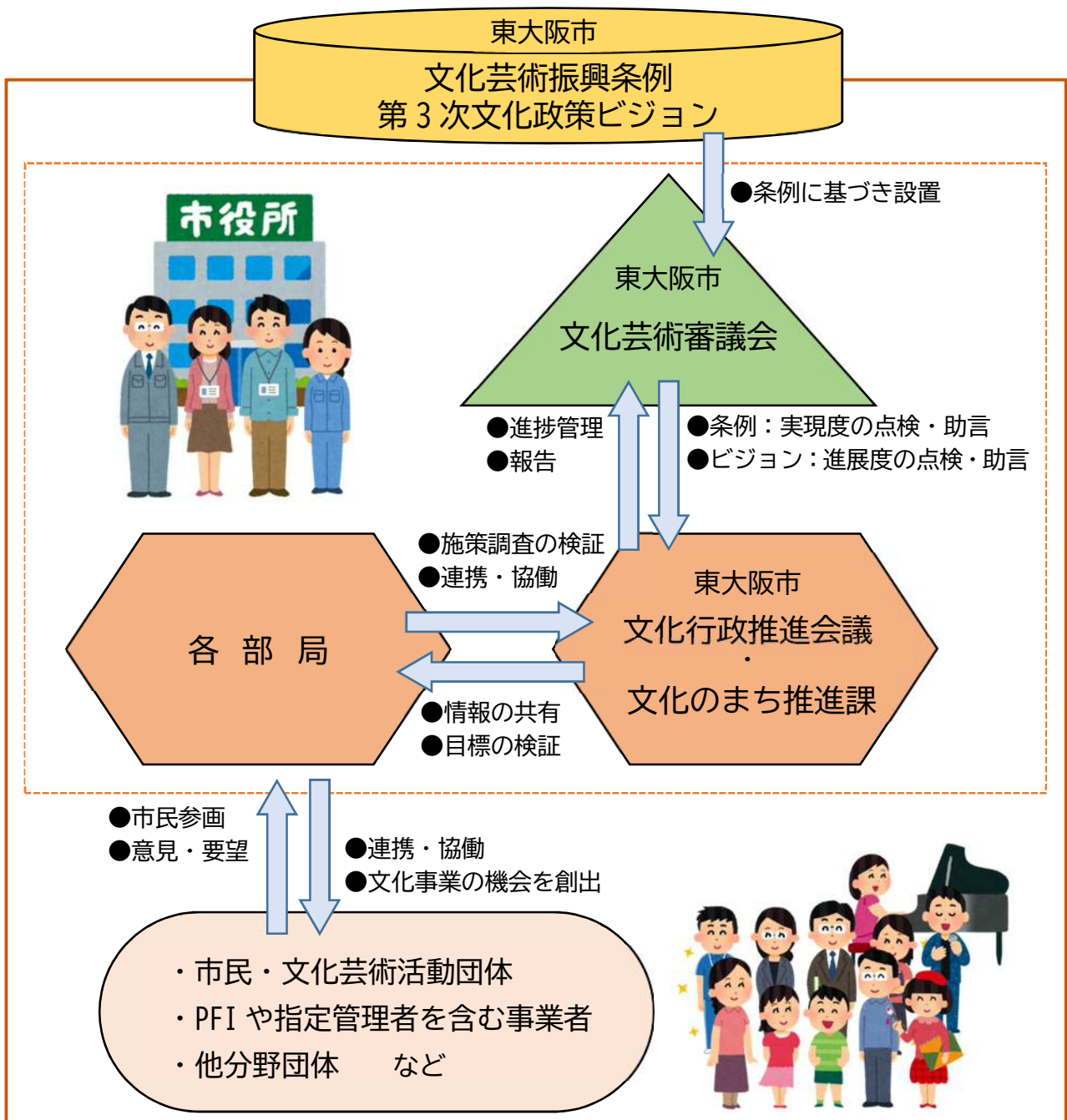
文化政策の 推進のために

V

文化政策の推進のために

本ビジョンの目的に沿った文化政策を推進するために、東大阪市では以下の推進体制を構築し、前章の「文化政策の基本方向と施策の柱」における評価指標や目標値の達成度の検証、また個々の文化施策の改善や見直しを継続して行います。

<文化政策の推進イメージ>





VI

災害と文化

VI 災害と文化

令和元(2019)年末ごろから発生した新型コロナウイルス感染症は、その後世界中に感染が拡大し、令和 2 (2020) 年 12 月時点において全世界の累計感染者数は約 7,500 万人を超えています。我が国においても、同月に累計感染者数は約 20 万人確認されており、今後も予断を許さない状況が続くものと考えられています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国において令和 2 (2020) 年 4 月には 1 回目の緊急事態宣言が発令され、さまざまな分野・業種において、その経済活動が大きく制限されることとなりました。同年 5 月末に緊急事態宣言は解除されたものの、感染拡大防止の観点から、「3 密」(密集・密接・密閉)の回避等の「新しい生活様式」の実践が求められています。



新型コロナウイルス感染症の拡大は、製造・飲食・観光・スポーツ・エンターテインメント分野などをはじめ、さまざまな分野の活動に甚大な被害を与えており、その影響は文化芸術活動においても例外ではありません。東大阪市においても、市が実施する各種イベントだけでなく、市民や地域が中心となった東大阪市民ふれあい祭りをはじめ地域の盆踊り大会や秋祭り、また国際交流フェスティバルや市民体育大会など地域に根差した大小さまざまな祭りやイベントなどの中止・延期が余儀なくされ、経済的にもまた市民感情的にもその影響・被害の大きさは計り知れません。現在は、各事業別の感染拡大防止ガイドラインが作成され、収容人数を減らした公演の開催やオンライン配信を活用した新たな表現手法など、ウィズコロナに向けた取り組みが始まっているものの、まだまだ見通しがたっていない状況です。

また、新型コロナウイルス感染症だけでなく、東日本大震災をはじめとする大地震や巨大台風、豪雨など、近年はこれまでに見られなかったような災害が数多く発

生しています。大規模な災害の発生は、土地や建物、地域の文化財や景観に被害を及ぼし物理的に文化芸術活動が中止や延期を余儀なくされることだけでなく、人々が身体的なけが、また心を病んでしまうことによる二次的な要素も加わって、文化芸術活動の衰退とともに地域の衰退を招くことがあります。



文化芸術は、災害時に人々の心を癒やし、心の安寧をもたらすとともに、勇気づけ明日に向かう活力を呼び戻す力があることはこれまでも立証されています。東大阪市においても、地域の文化芸術活動が盛んであり、地域のつながりを感じることができる機会は人々の尊厳のためにも、地域の持続的な発展のためにもなくてはならないものです。このように文化芸術を通じて、人が自由に表現できること、精神的にも身体的にも健康であること、まちの伝統やアイデンティティを感じることは、災害から復興に向けて人々への大きな力となります。

その力を発揮させるには、災害が発生しても「レジリエンス（バネのように回復するしなやかさ）」のための取り組みが求められ、東大阪市国土強靱化地域計画のなかでも、「文化の魅力あふれるまちの復旧・復興が大幅に遅れる事態」は起きてはならない最悪の事態として設定しています。そのためにも文化芸術のレジリエンスを強化する取り組みとして、まず多様な表現方法・環境の確立、表現・鑑賞機会の提供を可能とする必要があります。すでに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてオンライン配信を活用し、文化芸術活動の配信や、表現者自身もオンラインで活動するリモート演奏・演劇の実施等が取り組まれています。表現の1つの手法として、オンライン配信の可能性を含めることで、新たな表現活動が生まれ、全世界

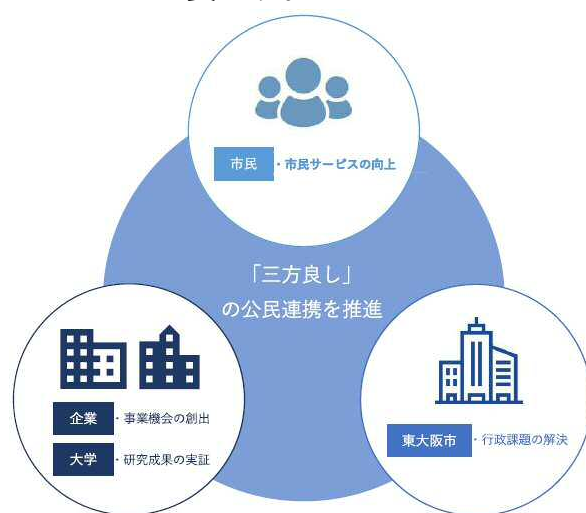


へ発信できるなど、これまで文化施設にアクセスすることが難しかった方にも文化芸術に触れる機会を創出できる可能性があります。

また、災害時に多くの人々を勇気づける力を発揮するためには、他分野との連携も求められます。子ども、高齢者、障害者、外国人、経済的に困窮している人など、さまざまな人々に対して、文化芸術の力を感じてもらえるような取り組みができるように、そして災害から復興に向けて文化芸術活動がいち早く回復できるように、平常時から文化芸術の分野だけでなく、教育や福祉などさまざまな分野の公的機関や民間事業者・団体などと連携・協働していくことが重要です。

そのための分野を超えた連携・協働の仕組みを作ることが行政に求められます。

その一環として、東大阪市では、行政が抱える課題解決、市民サービスの向上、地域の活性化を目的に「東大阪市公民連携デスク」を設置しています。事業者や大学からの連携提案に対して、庁内事業部局との



調整や適切な事業部局への橋渡しを行い、連携事業の実現にむけてスピード感を持って取り組みを推進しており、文化芸術分野においてもこうした取り組みを前に進めていかなければなりません。

このように、文化芸術は災害時には制限が伴うことが多いものの、文化芸術がもつ癒しや安らぎ、明日への活力、生きる力はそのような時こそ必要不可欠な存在であるとの認識のもと、東大阪市は、本ビジョンに基づき文化芸術施策の充実、活動の支援を行い、「文化のまち、東大阪市」の推進のため取り組んでいきます。



(出前) 狂言体験会



子ども楽器体験ワークショップ
「音楽キッズラボ」

卷 末 資 料

評価指標の考え方

東大阪市では、右図のとおり各施策の柱に1つ以上、評価指標を掲げています。

現状値については以下のとおりです。

事業の割合…文化関連の施策調査に基づき、令和元（2019）年度の全157事業から集計した割合。

市民の割合…令和元（2019）年度実施の市民意識調査の結果。

また、目標値については、「東大阪市第3次総合計画」の課題の1つである、人口問題の数値と関連付け、以下の数式を用いて、各評価指標の現状値から目標値を定めることとしています。

—東大阪市の目標人口と推移人口—

	総人口		子ども（0～14歳）	
	R2（2020）年	R12（2030）年	R2（2020）年	R12（2030）年
目標人口	493,435 人	481,914 人	55,820 人	63,048 人
推移人口	490,858 人	453,193 人	54,929 人	46,909 人

資料：東大阪市第3次総合計画

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

<数式>

- ① **総人口** $481,914（2030年目標） \div 453,193（2030年推移） = 1.063 \cdots \Rightarrow 1.1$
…ターゲットを定めない（1）（6）は、（現状値） $\times$ 1.1とする。
 - ② **子ども** $63,048（2030年目標） \div 46,909（2030年推移） = 1.344 \cdots \Rightarrow 1.5$
…ターゲットを定める（2）（4）（5）（9）は、（現状値） $\times$ 1.5とする。
 - ③ **市民意識調査** 1年につき1%増とし、（2）（7）には、（現状値） $+10\%$ とする。
- ※①②の目標値については、小数点以下切り上げとする。

—評価指標一覧表—

柱	評価指標	現状値 (R1 年度実績)	数式	目標値 (R12 年度)
(1)	鑑賞や発表の場を提供できた事業の割合	58.5%	×1.1	65.0%
(2)	文化施設は人のつながり、コミュニケーションが できる場となっていると答えた市民の割合	22.7%	+10	32.7%
	アウトリーチの事業の割合	14.0%	×1.5	21.0%
(3)	文化芸術に関するイベントスケジュールの作成 及び閲覧件数	—	—	制度構築後 目標設定
(4)	子どもをターゲットにしている事業の割合	31.8%	×1.5	48.0%
(5)	ユニバーサルデザインの工夫をしている事業 ^{*15} の割合	17.8%	×1.5	27.0%
	土日祝日の夜間 ^{*16} に実施している事業の割合	21.0%	×1.5	32.0%
(6)	文化財や地域の文化的資源を活用した事業の割合	45.2%	×1.1	50.0%
(7)	緑など自然環境や歴史、文化財など地域の資源を 活かしたまちづくりができていると答えた市民の 割合	17.6%	+10	27.6%
(8)	文化創造館の来館者数	別表 1 (P.52) のとおり		
	花園中央公園エリアの来訪者数			
(9)	多文化共生や国際交流に関する事業の割合	6.3%	×1.5	10.0%
(10)	コーディネート機能などの制度構築	—	—	制度構築後 目標設定

^{*15} 幅広い市民の参加を促すために、事業ごとに授乳室の設置や多言語対応などのユニバーサルデザイン対応を行っているもの（既に施設に設置してある分は除く）。

^{*16} 17 時 30 分以降に行っている事業。

—文化創造館・花園中央公園エリア 利用人数実績及び利用人数目標— (単位：人)

施設名	実績												目標 ^{*17}
	H30 (2018)	R1 ^{*18} (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
文化創造館 ^{*19}		147,891											300,000
花園ラグビー場	174,000	359,606											301,686
児童文化スポーツ センター(ドリーム 21)	319,987	290,586											407,373
市民美術センター	43,005	75,027											62,231
計	536,992	873,110											1,071,290

^{*17} 指定管理者が目標として掲げている来館者及び来訪者数。

^{*18} 令和元（2019）年度実績については、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会の開催及び新型コロナウイルス感染症の影響あり。

^{*19} 文化創造館は、令和元（2019）年 9 月開館。

東大阪市文化芸術振興条例

平成 21 年 3 月 31 日東大阪市条例第 12 号

東大阪市は、河内平野の中心に位置し、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている生駒山をはじめ、国の重要文化財である鴻池新田会所や、文化情報の拠点でもある司馬遼太郎記念館など、東大阪の魅力として全国に発信できる様々な文化的資源が存している。また、複数の大学が立地する学術のまちであるとともに、全国に知れるラグビーのまちであり、世界有数の製造技術を持つモノづくりのまちでもある。

これらの地域固有の魅力を活用した豊かな文化芸術を創造、発信していくためには、東大阪独自の文化的資源を把握するとともに、文化芸術を担う人材を育み、先人たちが培ってきた地域の伝統文化を次世代へと継承する必要がある。

また、市民一人ひとりが、多様でかけがえのない文化的な存在であり、文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造することのできる権利が確立されなくてはならない。

ここに、文化芸術の振興を図り、誰もがゆとりやうるおいを感じ、いつまでも愛着を持って親しまれる「魅力と誇りある文化芸術のまち東大阪市」の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の文化芸術の振興に関し基本理念を定め、本市並びに市民(本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。)及び事業者(本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行うものをいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、その総合的な推進を図り、もって市民生活にゆとりやうるおいを育み、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の創造の主体である市民及び事業者（以下「市民等」という。）の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、誰もが文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、及び文化芸術を創造することのできる権利が、文化的権利として確立されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、地域の特色を生かし、個性的で魅力あふれる地域文化を創造するとともに、人々が出会い、交流する、開放性、多様性及び国際性に富んだ都市文化を育み、都市としての個性を高めていかななければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動の担い手となる人材を発掘し、育成するとともに、その能力を十分に発揮することのできる環境を整えなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統文化が市民等の財産として育まれ、将来へ引き継がれるよう十分配慮されなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）及び市民等の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（本市の役割）

第3条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関し、市民等と連携し、施策を総合的に実施するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、文化芸術を創造する主体であり、かつ、これを享受する者であることを認識し、積極的に文化芸術活動を展開するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、その事業活動を通じて文化芸術を創造する主体であり、かつ、これを享受する者であることを認識し、積極的に文化芸術活動を展開するとともに、市民の文化芸術活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

（基本方針）

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本方針の策定に当たっては、あらかじめ、東大阪市文化芸術審議会の意見が反映されるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（財政上の措置）

第7条 本市は、文化芸術の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（文化的環境の整備等）

第8条 本市は、地域固有の魅力を活かし、周辺と調和した美しいまちなみ景観の創出に努めるとともに、市民等がゆとりやうるおいを感じることで文化芸術の環境の整備に努めるものとする。

2 本市は、文化芸術活動を行う者を体系的に把握し、市民等が文化芸術にふれることのできる環境づくりに努めるものとする。

3 本市は、市民等の文化芸術活動の場となる文化施設において、市民等と相互に連携し、その効果的な活用に努めるものとする。

（文化芸術活動における交流）

第9条 本市は、文化芸術の振興を図るため、文化芸術活動を行う者との協働に努めるものとする。

2 本市は、国内外の文化芸術との交流を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の収集、整備及び発信）

第10条 本市は、文化芸術に関する情報を収集及び整備し、市民等に発信するよう努めるものとする。

（人材の育成）

第11条 本市は、文化芸術活動の担い手となる人材の育成のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（子ども、高齢者、障害者、外国人等の文化芸術活動の充実）

第12条 本市は、子ども、高齢者、障害者、外国人等が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

第13条 本市は、文化芸術活動において顕著な成果を収めた者（顕著な成果を収めた団体を含む。）及び文化芸術の振興に寄与した者（文化芸術の振興に寄与した団体を含む。）の顕彰に努めるものとする。

（審議会の設置）

第14条 基本方針の策定及び変更その他文化芸術の振興に関する重要事項を調査及び審議するため、東大阪市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の規定は、市長が規則で定める日から施行する。（平成22年規則第12号で平成22年4月1日から施行）

2 平成20年3月13日に策定された東大阪市文化政策ビジョンは、第6条の規定により策定及び公表された基本方針とみなす。

第5期東大阪市文化芸術審議会委員

氏 名	役 職	所 属 等
中川 幾郎	会 長	帝塚山大学 名誉教授
伊木 稔	副会長	大阪商業大学 名誉教授
呉 龍 浩		在日本大韓民国民団大阪府地方本部 団長
奥西 真弓		東大阪市立花園中学校 校長
時岡 禎一郎		一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団 評議員
中島 賢治		東大阪市障がい児・者福祉施設連絡会
弘本 由香里		大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所 特任研究員
藤野 一夫		神戸大学大学院国際文化学研究科 教授
松永 紀子		市民公募
森 雅声		東大阪市文化連盟 会長
森口 ゆたか		近畿大学 文芸学部 文化デザイン学科 教授
由井 直子		東大阪市高齢者介護施設会 監事 (社会福祉法人 由寿会 理事長)

(敬称略)

第5期東大阪市文化芸術審議会審議経過

回	開催日	内 容
第1回	平成30（2018）年 11月26日	・ 委嘱状交付 ・ ビジョン改定スケジュールについて
第2回	平成31（2019）年 2月22日	・ 文化芸術に関する市民意識調査の方向性について ・ 前ビジョンにおける達成・未達成の評価について
第3回	令和元（2019）年 6月28日	・ 文化芸術に関する市民意識調査（案）について
第4回	令和元（2019）年 11月26日	・ 文化芸術に関する市民意識調査報告について ・ ビジョン改定の方向性について
第5回	令和2（2020）年 2月27日	・ 文化芸術に関するヒアリング調査報告について ・ ビジョン（素案）について
第6回	令和2（2020）年 7月6日	・ 施策調査票の修正について ・ ビジョン（素案）について
第7回	令和2（2020）年 11月13日	・ ビジョン（パブリックコメント案）について
第8回	令和3（2021）年 3月1日	・ パブリックコメントの報告について ・ ビジョン（案）について ・ ビジョン概要版（案）について

—東大阪市第3次文化政策ビジョン—

～基本理念～

市民の自由を最大限に尊重し、
多様性と個を尊重します

文化都市創造のために、
「まちの誇り」づくりに取り組みます

東大阪市の文化を育てる
人づくりに力を注ぎます

～基本方向・施策の柱～

東大阪市の市民文化の活性化に向けて

(1)文化芸術に親しむ環境づくり

(2)文化施設の公共的役割の徹底

(3)文化芸術の情報収集及び発信

(4)子どもが文化芸術に触れる機会の創出

(5)誰もが文化芸術に親しむ環境づくり

東大阪市の都市文化の創造をめざして

(6)文化財・地域の文化的資源の活用と外部への発信

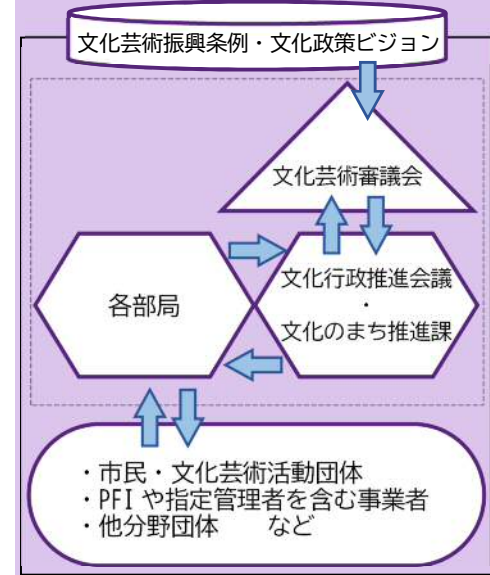
(7)環境美化・保全と景観まちづくり

(8)文化芸術を活かしたにぎわいづくり

(9)多様な文化が交流するまちづくり

(10)文化芸術を支える人材の育成

～推進のために～



～東大阪市を取り巻く文化芸術の課題～

あらゆる市民が
文化芸術に触れる
機会づくり

文化施設を中心と
した文化芸術の振興

文化芸術の
効果的な情報発信

文化芸術を活用した
まちづくりの展開

文化芸術の
担い手の確保・育成

東大阪市第 3 次文化政策ビジョン

—編集・発行—

令和 3（2021）年 3 月

東大阪市人権文化部文化室文化のまち推進課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

TEL：06-4309-3155 FAX：06-4309-3823

—文化のまち、東大阪市—